

第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会 次第

日 時： 令和7年9月30日(火)

午後1時30分～3時

場 所： 越前市役所3階 第3委員会室

1 挨拶

2 第2回協議会補足説明 … 資料1

3 議 事 … 資料2

(1) 適正な使用料の検討の進め方について

(2) 使用料体系について

(3) 使用料改定した場合の影響について

4 そ の 他 … 資料2

今後のスケジュールについて

第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会 座席表

玉木GL

(議長席)

奥 村 会 長

○

永 田 委 員

○

下 村 委 員

○

牧 井 委 員

○

○

山 下 委 員

○

柴 田 委 員

○

畝 田 委 員

○

牧 野 委 員

○	○	○	○	○	PC
小谷副課長	須磨課長	山田建設部理事	山田部長	兵課長	齊藤副課長

○	○	○	○	○
正條主事	佐々木主査	市村所長	木下GL	今井GL

○	○	○	○	○	○
---	---	---	---	---	---

受託事業者

第2回協議会 補足説明

第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

越前市上下水道課

第2回協議会委員からの意見・質問に対する補足

番号	意見・質問	回 答	第2回 スライド
1	資料2の22ページの維持管理費(A)、資本費(B)、資産維持費(C)の数字の元データは何か教えて欲しい。	経営戦略の投資財政計画の数値の平均値より算出している。次回分かりやすい資料をご提示する。	22

資産維持率の検討

第2回協議会
資料2 スライド22

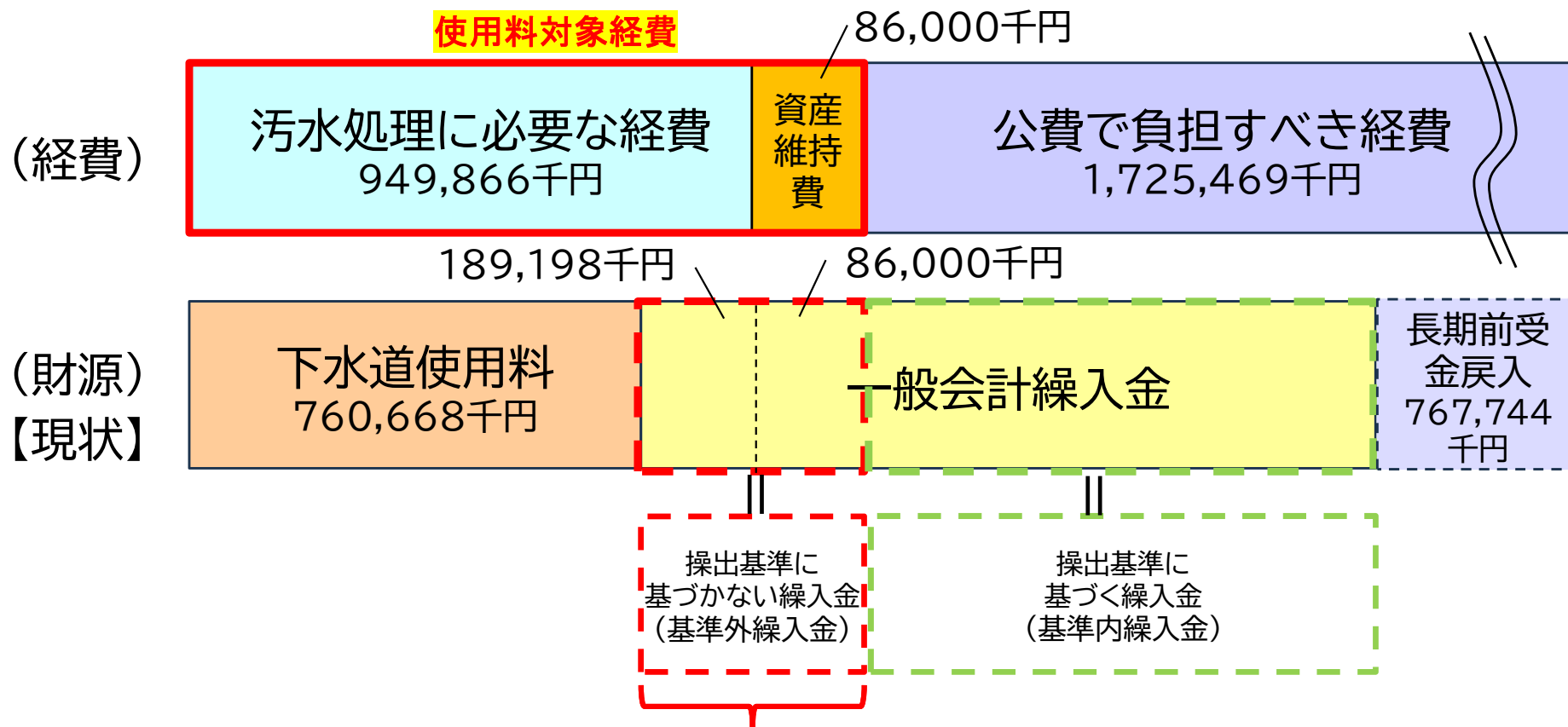
- 水道料金を参考に資産維持率3.0%とすると、あまりに急激な上昇となるため、資産維持率0.1%～3%について試算しております。
- 財源のバランスをみながら計上すべき資産維持率を検討します。

※使用料対象期間（R7～R11の5年間）合計

（単位:千円）

資産維持率	0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.6%	0.8%	1.0%	2%	3%
維持管理費（A）	636,507								
資本費（B）	1,944,653								
資産維持費（C）	0	43,000	86,000	171,999	257,999	343,999	429,998	859,997	1,289,995
控除（D）	1,725,469								
総括原価（A+B+C-D）	855,691	898,691	941,691	1,027,690	1,113,690	1,199,690	1,285,689	1,715,688	2,145,686
資金不足額	94,175								
使用料収入	760,668								
不足額	189,198	232,198	275,198	361,197	447,197	533,197	619,196	1,049,195	1,479,193

使用料対象経費と財源について



下水道使用料にて賄わなければならない

収益的収支

単年で汚水を処理するのに必要な費用と収益

維持管理費

・・・日常の下水道施設の維持管理に要する経費

資本費

・・・減価償却費、企業債等支払利息(一時借入金利息を除く。)及び企業債取扱諸費等

維持管理費(A) 資本費(B)

経営戦略
P72～73

下水道使用料

合計 3,803,340
平均 760,668

18年度

年 度		R5年度	R6年度 (決算見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
区 分												
収益的収入	1. 営業収益 (A)	927,491	964,468	949,115	946,177	958,613	975,978	953,617	963,061	969,064	965,941	982,479
	(1) 料金収入	782,005	761,478	745,718	753,162	760,639	768,138	775,683	783,260	790,859	794,376	802,056
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他 (C)	145,486	202,989	203,397	193,015	197,974	207,840	177,934	179,791	178,205	171,565	178,423
	2. 営業外収益	1,564,343	1,658,069	1,644,391	1,669,679	1,688,504	1,659,017	1,666,483	1,673,260	1,680,037	1,686,814	1,693,591
	(1) 補助金	810,235	893,371	860,667	890,231	919,239	894,618	889,995	894,618	889,995	889,995	889,995
	他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金	798,373	871,173	833,062	882,626	919,239	884,618	879,995	884,618	879,995	884,618	879,995
	国庫補助金	11,637	21,115	27,350	7,350	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	都道府県補助金	225	0	255	255	0	0	0	0	0	0	0
	その他補助金	0	1,083	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	746,423	760,265	776,804	772,527	762,345	757,478	769,567	769,567	769,567	769,567	769,567
	(3) その他	7,685	4,433	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920	6,920
	収入計 (C)	2,491,834	2,622,537	2,593,506	2,615,856	2,647,117	2,634,995	2,620,100	2,634,995	2,634,995	2,634,995	2,634,995
収益的支出	1. 営業費用	2,144,963	2,226,079	2,283,682	2,275,422	2,298,916	2,293,068	2,333,352	2,333,352	2,333,352	2,333,352	2,333,352
	(1) 職員給与費	31,242	32,830	30,716	31,638	32,587	33,564	34,571	34,571	34,571	34,571	34,571
	基給	16,786	16,149	16,792	17,296	17,815	18,349	18,900	18,900	18,900	18,900	18,900
	退職給付	0	3,011	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	14,456	13,670	13,924	14,342	14,772	15,215	15,671	15,671	15,671	15,671	15,671
	(2) 経費	514,675	548,901	560,060	547,996	589,402	592,741	608,162	608,162	608,162	608,162	608,162
	動力費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費	10,423	9,535	10,323	10,738	11,169	11,617	12,083	12,083	12,083	12,083	12,083
	材料費	1,710	2,045	1,883	1,961	2,042	2,126	2,214	2,214	2,214	2,214	2,214
	その他	502,542	537,323	547,854	535,297	576,191	578,998	593,865	572,460	568,269	586,934	571,911
	(3) 減価償却費	1,585,679	1,634,348	1,676,140	1,679,022	1,660,161	1,649,997	1,673,853	1,684,400	1,682,124	1,694,321	1,711,111
支出	(4) 資産減耗費	13,226	10,000	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766	16,766
	(5) その他営業費用	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外費用	317,252	339,320	305,617	294,048	284,150	275,365	269,940	266,553	259,418	249,368	239,911
	(1) 支払利息	306,269	324,876	293,341	283,355	273,004	263,482	260,296	256,703	249,654	240,163	230,811
	(2) その他	10,983	14,444	12,276	11,593	11,146	11,883	9,644	9,850	9,764	9,205	9,100
	支出計 (D)	2,462,215	2,565,399	2,589,299	2,570,370	2,583,066	2,568,433	2,603,292	2,589,689	2,576,718	2,598,063	2,591,111
	経常損益 (C)-(D) (E)	29,619	57,138	4,207	45,485	64,051	66,561	16,808	14,952	26,279	38,867	43,884
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	2,962	2,788	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234	2,234
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 2,962	△ 2,788	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234	△ 2,234
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	26,657	54,351	1,973	43,251	61,817	64,327	14,574	12,718	24,045	36,633	41,650
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	231,494	233,555	104,212	73,047	95,945	132,954	87,944	11,329	21,630	18,776	14,355

維持管理費(A)
640,362

職員給与費
合計 163,076
平均 32,615

修繕費、材料費
電力費、委託料
合計 3,038,734
平均 607,747

資本費(B)
1,942,530

減価償却費
合計 8,339,173
平均 1,667,835

支払利息
合計 1,373,478
平均 274,696

支出計
合計 12,914,460
平均 2,582,892

貸借対照表

年度末時点に企業が所有している
すべての資産、負債及び資本を表示する報告書

資産維持費(C)

使用料算定期間

経営戦略
P76~77

貸借対照表

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
固定資産	46,878,958	46,476,232	45,776,263	44,815,879	44,092,735	44,170,505	44,220,452	43,824,571	43,078,130	42,170,179	41,447,975	40,568,617	39,638,954	38,604,956
土地	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336	1,615,336
償却資産(累計)	51,672,367	51,777,312	53,008,934	53,985,105	54,703,743	55,640,760	57,368,527	59,092,327	60,380,000	61,667,673	62,955,346	64,243,019	65,530,692	66,818,365
+当年度資産	0	1,241,622	992,937	735,404	953,783	1,744,534	1,740,566	1,305,294	952,022	607,750	262,478	117,206	27,114	11,712
資産減耗費(△)	0	△ 10,000	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766	△ 16,766
減価償却累計額(△)	△ 6,513,690	△ 6,513,690	△ 8,148,038	△ 9,824,178	△ 11,503,200	△ 13,163,361	△ 14,813,358	△ 16,487,211	△ 18,161,064	△ 19,834,917	△ 21,508,770	△ 23,259,241	△ 24,992,360	△ 26,730,944
+当年度減価償却費(有形)	0	△ 1,634,348	△ 1,676,140	△ 1,679,022	△ 1,660,161	△ 1,649,997	△ 1,673,853	△ 1,684,409	△ 1,682,124	△ 1,694,321	△ 1,711,176	△ 1,733,119	△ 1,738,584	△ 1,752,631
建設仮勘定	104,945	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有形固定資産計	46,878,958	46,476,232	45,776,263	44,815,879	44,092,735	44,170,505	44,220,452	43,824,571	43,078,130	42,170,179	41,447,975	40,568,617	39,638,954	38,604,956
無形固定資産計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資その他の資産計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動資産	2,298,048	1,257,725	1,118,637	1,096,871	1,113,431	1,152,490	1,113,419	1,101,371	1,114,784	1,128,197	1,141,610	1,155,023	1,168,436	1,181,849
現金預金	1,548,337	919,470	867,736	864,266	861,445	861,458	861,471	861,484	871,497	881,510	891,523	901,536	911,549	921,562
未収金	686,873	167,524	164,058	165,696	167,342	168,989	170,650	172,317	173,990	175,663	177,336	179,009	180,682	182,355
未収金(消費税還付)	0	107,893	24,005	4,071	21,806	59,205	18,460	4,732	6,370	8,008	9,646	11,284	12,922	14,560
貸倒引当金(△)	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512	△ 512
貯蔵品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他流動資産	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350	63,350
資産合計	49,177,006	47,733,957	46,894,900	45,912,750	45,206,165	45,322,995	45,333,872	44,925,942	44,192,825	43,298,376	42,589,585	41,723,640	40,807,904	39,786,805

土地
合計 8,076,680
平均 1,615,336

有形固定資産
合計 223,075,834
平均 44,615,167

資産維持費(C)

有形固定資産合計
平均 44,615,167

—

土地
平均 1,615,336

=

対象資産
有形固定資産(土地以外)
42,999,831

資産維持率	資産維持費
0.1%	43,000
0.2%	86,000
0.4%	171,999
1%	429,998
2%	879,997
3%	1,289,995

公費負担分の内訳

控除(D)

項 目	種 別	算 出 方 法	金 額 (千円)
雨水処理に要する経費	維持管理費	雨水に係る経費に計画雨水污水割合(77:23)を乗じて算出	71,185
	減価償却費	雨水資産に係る減価償却費	46,525
	利息	雨水資産にかかる起債の償還利子	15,733
分流式下水道に要する経費		(汚水分減価償却費＋汚水分利息)－汚水分長期前受金＋汚水維持管理費－特定財源のあるもの－使用料収入(適正な使用料単価150円/㎡×有収水量)	701,087
下水規制に要する経費		水質規制事務に係る人件費及び経費	10,355
水洗化改造に要する経費		水洗化業務に係る人件費及び経費	14,768
下水道事業債の元利償還金 (地方公営企業法適用債、普及特別対策分55% 臨時措置分、特例措置分、特別措置分)		繰入基準で示された起債に対する償還元金及び利子	18,496
し尿処理負担金、損害負担金 消化ガス使用料、雑収入		負担する相手が決められた経費(特定財源のある経費)	79,575
長期前受金戻入		資産を取得した際に受け入れた補助金を耐用年数で割った1年分	767,744
		合計	1,725,469

一般会計繰入金の必要額について

資金不足額

収支が均衡するのに必要な一般会計からの繰入金

経営戦略
P74, 75

○他会計繰入金 (単位：千円)

区 分	年 度	R5年度	R6年度 (決算見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
収益的収支分		943,859	1,003,818	961,348	1,008,536	1,050,119	1,015,015	1,012,999	988,470	979,875	1,013,061	1,020,638	994,980	971,259	964,505
うち基準内繰入金		838,948	883,696	866,736	874,674	891,661	851,363	898,846	875,834	854,716	874,473	850,967	852,918	851,396	846,685
うち基準外繰入金		104,911	120,122	94,612	133,862	158,458	163,652	114,154	112,637	125,158	138,588	169,671	142,061	119,863	117,820
資本的収支分		507,986	57,856	83,348	172,629	176,559	178,020	144,129	110,978	126,292	125,335	122,155	118,572	113,081	110,218
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち出資金（基準内）		114,046	1,606	27,098	116,379	120,309	121,770	87,879	110,978	126,292	125,335	122,155	118,572	113,081	110,218
うち出資金（基準外）		393,940	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,451,845	1,061,674	1,044,696	1,181,165	1,226,678	1,193,035	1,157,129	1,099,448	1,106,167	1,138,396	1,142,793	1,113,552	1,084,340	1,074,723

一般会計繰入金合計
1,160,541千円

基準内繰入金

971,343千円

基準外繰入金

189,198千円

= 資金不足額

※R7～11(5年間)の平均

資産維持率の検討

5か年平均計算の際、
誤りが見つかりましたので下記
のとおり修正します。

- 水道料金を参考に資産維持率3.0%とすると、あまりに急激な上昇となるため、資産維持率0.1%～3%について試算しております。
- 財源のバランスをみながら計上すべき資産維持率を検討します。

※使用料対象期間（R7～R11の5年間） 合計

値修正

（単位：千円）

資産維持率（※1）	0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.6%	0.8%	1.0%	2.0%	3.0%
維持管理費（A）	640,362								
資本費（B）	1,942,530								
資産維持費（C）（※2）	0	43,000	86,000	171,999	257,999	343,999	429,998	859,997	1,289,995
公費負担分（D）	1,725,469								
汚水処理費（A+B+C-D）	857,423	900,423	943,423	1,029,422	1,115,422	1,201,422	1,287,421	1,717,420	2,147,418
資金不足額	92,443								
下水道使用料	760,668								
不足額	189,198	232,198	275,198	361,197	447,197	533,197	619,196	1,049,195	1,479,193

使用料対象経費

適正な下水道使用料の検討について

第3回 越前市水道料金・下水道使用料等協議会

越前市上下水道課

議 題

- (1)適正な使用料の検討の進め方について
- (2)使用料体系について
- (3)使用料改定した場合の影響について

(1) 適正な使用料の検討の進め方について

公営企業の基本原則

- ✓ 公営企業会計は、独立採算制の原則のもと経営を行います。

適正な経費負担区分を前提とした 独立採算制の原則

独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



経費負担区分（地方公営企業法第17条の2第1項）

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

汚水の処理費用は、
使用者から徴収する下水道使用料収入によって運営されなければならない。

例) 雨水処理の要する経費...

自然現象に対する浸水対策であり、公益な目的であるため公費負担とされている。

他にも、公費負担とされている経費は総務省操出基準(P10参考)にて明らかにされている。



一般会計において
負担するもの

基準内繰入金



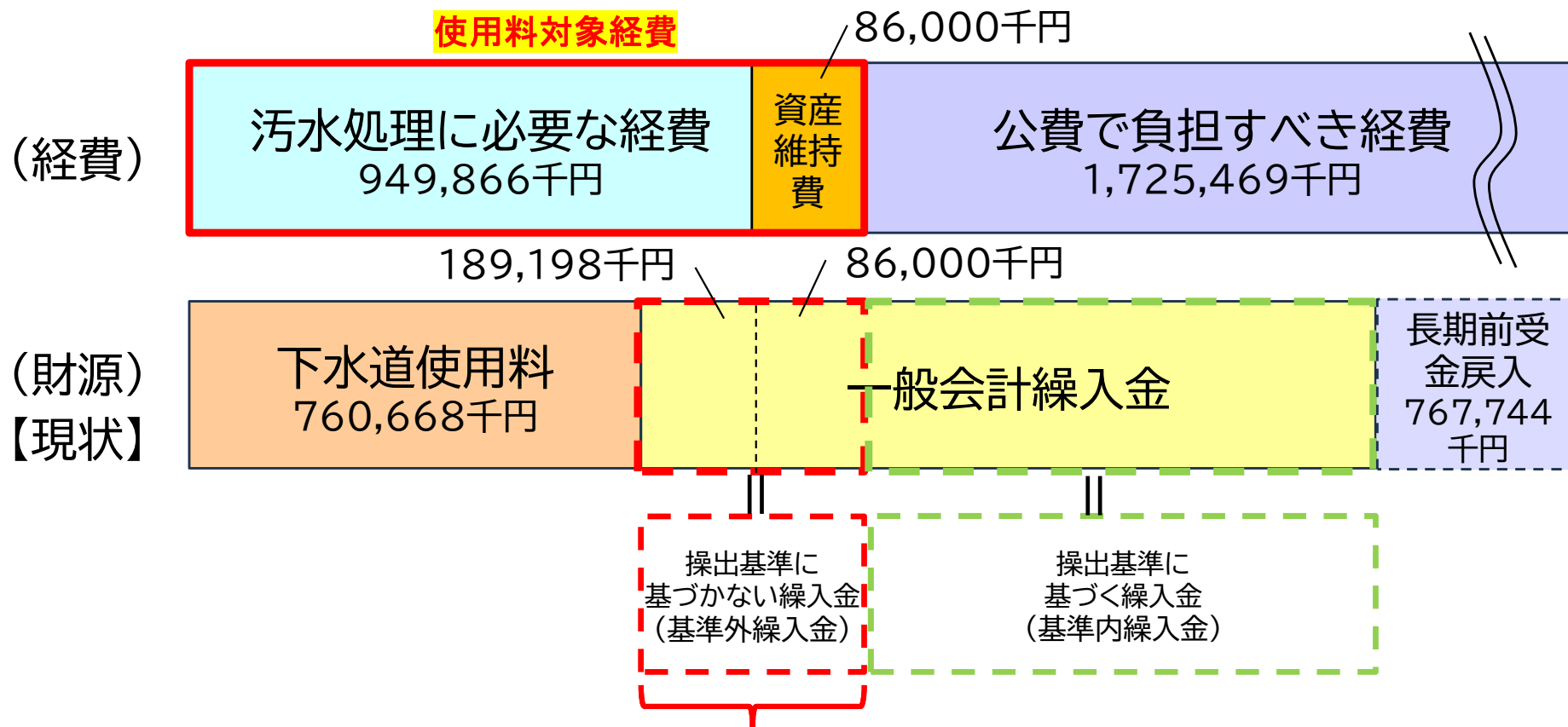
公営企業の基本原則

事業の継続

住民生活に必要不可欠なサービスを持続的に提供

- 経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化
（更新投資の優先度の把握、施設・設備への投資の合理化や適切な維持・管理、財源の更なる確保、徹底した効率化等）
- 財政マネジメントの向上
（使用料で回収すべき経費や将来必要な投資 経費を踏まえた適正な料金算定等）

使用料対象経費と財源について



下水道使用料にて賄わなければならない

適正な使用料の検討の進め方

下水道使用料の検討にあたり、以下の点に注意しながら検討を進めます。

- ・ 重要なライフラインである下水道を保全するため、施設の維持管理経費と更新費用を確保すること。
- ・ 一般会計繰入金を減らし、税金の負担を軽減すること。
- ・ 災害などの緊急対応に備えた資金を確保すること。
- ・ 市民生活への影響を十分に考慮すること。

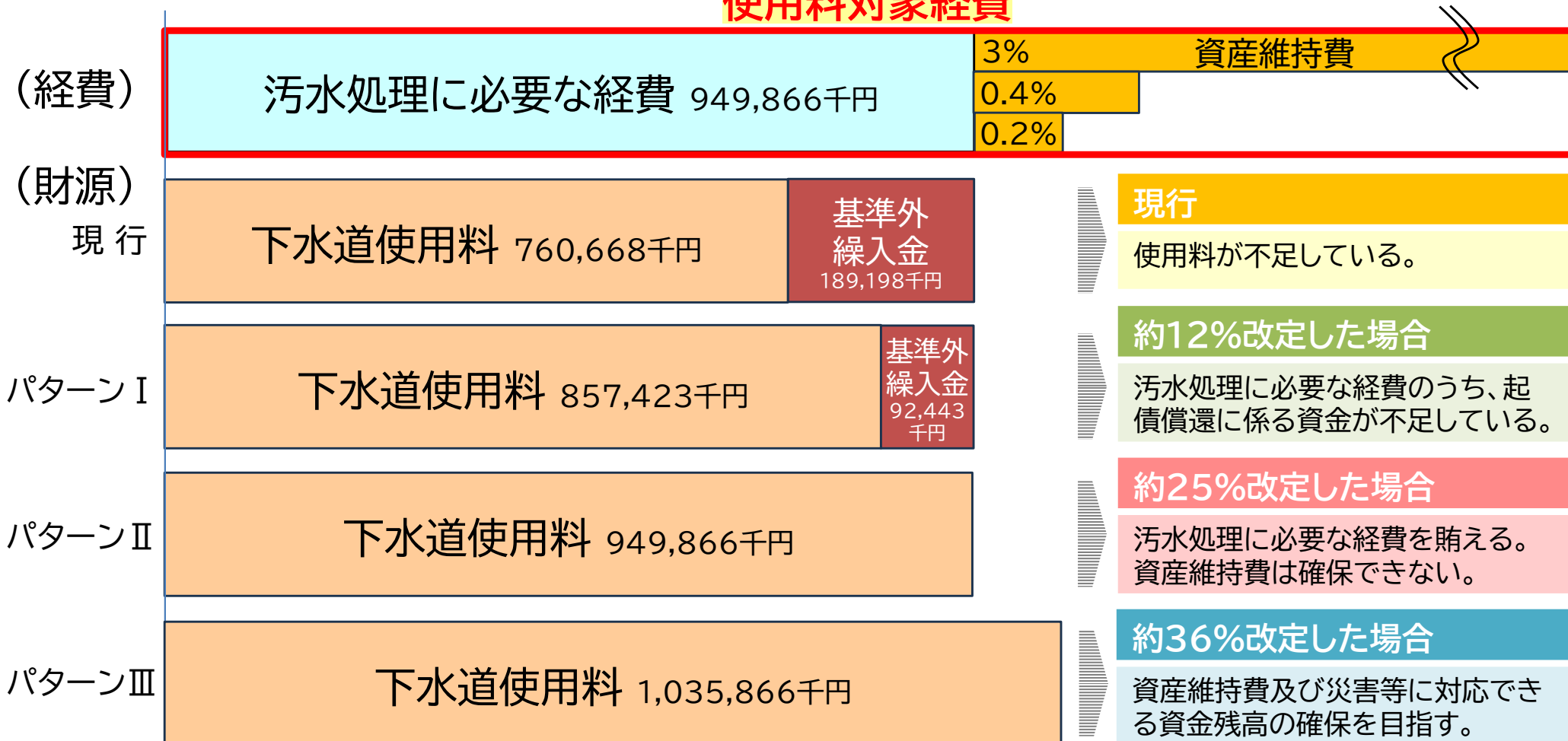
汚水処理に必要な経費及び資産維持費を使用料で賄うことが望ましい。

基準外繰入金約1億9千万円を減額すること。

緊急時対応できるように、使用料収入1年分(約8億円)の資金残高を確保することが望ましい。

適正な下水道使用料の考え方

使用料対象経費



※パターンⅢはⅡに加え資産維持率0.2%(86,000千円)を含んで作成

(2)使用料体系について

下水道使用料体系

越前市の下水道使用料体系	二部料金制 …基本料金と超過料金からなる
基本水量の設定	有り
超過料金	単一型 …処理水量に応じて単価設定。
直近の使用料改定	平成16年4月 …47.3%改定(消費税率引上げによる改定を除く)

下水道使用料体系表

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
			水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区除く)	10m ³ 以下	1,100円	10m ³ を超え30m ³ 以下	133円
			30m ³ を超え50m ³ 以下	162円
			50m ³ を超え100m ³ 以下	177円
			100m ³ を超え300m ³ 以下	192円
			300m ³ を超える分	206円

※使用料は、表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

※料金体系の水量、金額については1カ月分です。実際は2カ月毎に徴収を行います。

下水道使用料体系

- 戸別公共浄化槽使用料・平吹地区農業集落排水使用料は水道の使用水量とは関係なく、利用世帯の世帯員数で計算します。

浄化槽使用料体系表

〈一般住宅〉

(税抜)

基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 2,300円	世帯員一人当り 500円

※使用料は、表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

※料金体系の水量、金額については1カ月分です。実際は2カ月毎に徴収を行います。

① 使用料区分

二部料金制



基本料金



超過料金

使用水量の有無にかかわらず、用途に応じて、下水道使用者に負担してもらう料金。

一部料金制



定額料金制

使用水量に応じて、使用者に負担してもらう料金。

一般的に上下水道事業は使用水量の有無に関係なく安定的な事業運営を維持するための固定的な経費として負担してもらう「基本料金」と使用した水量に応じて必要な経費を負担してもらう「超過料金(従量料金)」から構成される「二部料金制」を採用している。

② 基本水量

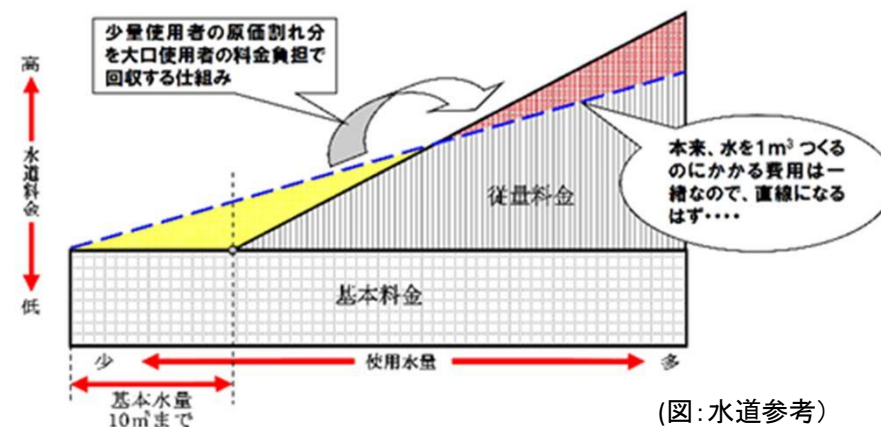
▽越前市採用

基本水量あり



基本水量制とは、使用水量に関わらず一律に請求される固定料金で、下水道施設を整備・維持管理するための固定費の一部を負担するもの

基本水量以下の使用者は、
節水しても料金が変わらないことになります。
基本水量を廃止とする場合は、
使用した水量に応じて料金負担に差が生じること
となり、負担の公平性が図られます。
しかし、基本水量を下げると家庭用少量使用者
の負担増につながるおそれもあります。



参 考

(R2.7.21国交省通知) 下水道使用料体系見直しの方向性

■ 基本水量制の廃止

基本水量内の使用者間の
負担の公平性に問題

□ 基本水量なしでの基本水量性と従量水量性の組み合わせ

検討①

基本水量の設定

- 越前市の下水道使用料金は、現状「基本水量あり」としています。

基本水量の設定:

あり

なし

- これまで基本料金には、下水道施設を整備・維持管理するための固定費の一部を負担することを目的として「基本水量」が付与されており、今回の改正(案)としては、まだ継続して必要性が高いと判断し「基本水量」を付与しております。
- しかし、家族形態、ライフスタイルの多様化や節水機器の普及などにより、基本水量を下回る世帯が年々増加傾向であることから、今後の課題にしたいと思います。

基本水量のメリット	基本水量のデメリット
少量利用者の下水道使用料が軽減される。	基本料金内の利用者間の公平性が保たれない。

■国土交通省通知(令和2年7月21日)
◇下水道使用料体系見直しの方向性
基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があるものとして、基本水量性を廃止するよう見直しが求められた。

検討①

基本水量の設定

現在

基本水量＝あり

改定案

基本水量＝あり

ただし、今後料金改定を検討する際にはあり方を検討。

〈現行料金表〉

下水道使用料

(税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	10m ³ 以下	1,100円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	133円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	162円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	177円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	192円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	206円
特別汚水	10m ³	20円
	10m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	4円

〈料金表改定案〉

下水道使用料

(税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	5m ³ 以下	円
	5m ³ を超え10m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円
特別汚水	5m ³	円
	5m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円

検討②

超過水量区分

現在

単一型

〈現行料金表〉

下水道使用料

(税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	10m ³ 以下	1,100円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	133円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	162円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	177円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	192円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	206円
特別汚水	10m ³	20円
	10m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	4円

改定案

単一型

〈料金表改定案〉

下水道使用料

(税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	5m ³ 以下	円
	5m ³ を超え10m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円
特別汚水	5m ³	円
	5m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円

新たな下水道使用料金表(案)

下水道使用料 (税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	10m ³ 以下	1,100円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	133円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	162円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	177円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	192円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	206円
特別汚水	10m ³	20円
	10m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	4円



下水道使用料 (税抜)

汚水の種類	超過水量	使用料
一般汚水	5m ³ 以下	円
	5m ³ を超え10m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	10m ³ を超え30m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	30m ³ を超え50m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	50m ³ を超え100m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	100m ³ を超え300m ³ 以下 1立方メートルにつき	円
	300m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円
特別汚水	5m ³	円
	5m ³ を超えるもの 1立方メートルにつき	円

浄化槽使用料

〈一般住宅〉 (税抜)

基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 2,300円	世帯員一人当り 500円

浄化槽使用料

〈一般住宅〉 (税抜)

基本料金	世帯員割料金
1世帯当り 円	世帯員一人当り 円

(3)使用料改定した場合の影響について

簡易料金シミュレーション手順について

① 算定期間内の排水需要を予測する。



② 各改定率の使用料体系を作成



③ 各世帯別の影響を比較する。



④ 県内他市や類似団体と比較する。

比較パターン

改定率	基本水量(1カ月分)
現行	現行(10m ³)
12%	5m ³
25%	
36%	

主な世帯	水量(1カ月)
単身世帯	8m ³
2人世帯	16m ³
3人世帯	20m ³

県内他市	類似団体
県内8市 福井市、坂井市、 鯖江市、敦賀市、 勝山市、大野市、 あわら市、小浜市	富山県射水市
	石川県加賀市
	滋賀県近江八幡市
	京都府舞鶴市

①算定期間内の排水需要の予測

基本水量 変更なし (10m³/月)				
	R6年度 (実績)		算定期間 (R7～R11)	
使用料対象水量 (2か月使用水量)	調定件数 (2か月毎の検針)	水量	調定件数 (2か月毎の検針)	水量
0m³を超え 20m³以下	55,531	2,402,904	58,023	2,370,471
21m³を超え 60m³以下	73,470	2,040,805	74,216	1,883,843
61m³を超え 100m³以下	15,322	372,268	12,714	309,405
101m³を超え 200m³以下	2,712	187,196	2,177	168,669
201m³を超え 600m³以下	829	218,039	753	203,498
600m³を超える 分	308	245,096	289	220,987
合計	148,172	5,466,308	148,172	5,156,918

基本水量 変更 (5m³/月)				
	R6年度 (実績)		算定期間 (R7～R11)	
使用料対象水量 (2か月使用水量)	調定件数 (2か月毎の検針)	水量	調定件数 (2か月毎の検針)	水量
0m³を超え 10m³以下	28,544	1,323,933	31,263	1,318,487
11m³を超え 20m³以下	26,987	1,078,971	26,760	1,051,984
21m³を超え 60m³以下	73,470	2,040,805	74,216	1,883,843
61m³を超え 100m³以下	15,322	372,268	12,714	309,405
101m³を超え 200m³以下	2,712	187,196	2,177	168,669
201m³を超え 600m³以下	829	218,039	753	203,498
600m³を超える 分	308	245,096	289	220,987
合計	148,172	5,466,308	148,172	5,156,918

※他団体における使用料改定における配水需要を行う際には人口減少はするが、建物がなくなる等は考慮せず検討を行うのが一般的であるためR6年度における調定件数と算定期間の調定件数は変化しないものとしている。
また、調定件数を減少させる際には、職員の恣意性が入ることが多分にあるため恣意性排除観点からも調定件数は変動させないものとしている。

②各改定率の使用料体系を作成

基本水量が現行の場合(10m³/1カ月)

基本水量を(5m³/1カ月)にした場合

12%

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
				水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区 除く)	10m ³ 以下	1,232 円	1段階	10m ³ を超え30m ³ 以下	149 円
			2段階	30m ³ を超え50m ³ 以下	181 円
			3段階	50m ³ を超え100m ³ 以下	198 円
			4段階	100m ³ を超え300m ³ 以下	215 円
			5段階	300m ³ を超える分	231 円

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
				水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区 除く)	5m ³ 以下	1,120 円	1段階	5m ³ を超え10m ³ 以下	22 円
			2段階	10m ³ を超え30m ³ 以下	152 円
			3段階	30m ³ を超え50m ³ 以下	181 円
			4段階	50m ³ を超え100m ³ 以下	198 円
			5段階	100m ³ を超え300m ³ 以下	215 円
			6段階	300m ³ を超える分	231 円

25%

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
				水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区 除く)	10m ³ 以下	1,375 円	1段階	10m ³ を超え30m ³ 以下	166 円
			2段階	30m ³ を超え50m ³ 以下	203 円
			3段階	50m ³ を超え100m ³ 以下	221 円
			4段階	100m ³ を超え300m ³ 以下	240 円
			5段階	300m ³ を超える分	258 円

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
				水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区 除く)	5m ³ 以下	1,250 円	1段階	5m ³ を超え10m ³ 以下	25 円
			2段階	10m ³ を超え30m ³ 以下	170 円
			3段階	30m ³ を超え50m ³ 以下	203 円
			4段階	50m ³ を超え100m ³ 以下	221 円
			5段階	100m ³ を超え300m ³ 以下	240 円
			6段階	300m ³ を超える分	258 円

36%

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
				水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区 除く)	10m ³ 以下	1,496 円	1段階	10m ³ を超え30m ³ 以下	181 円
			2段階	30m ³ を超え50m ³ 以下	220 円
			3段階	50m ³ を超え100m ³ 以下	241 円
			4段階	100m ³ を超え300m ³ 以下	261 円
			5段階	300m ³ を超える分	280 円

(税抜)

汚水区分	基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)		
				水量	料金
公共下水道 集落排水 (平吹地区 除く)	5m ³ 以下	1,360 円	1段階	5m ³ を超え10m ³ 以下	27 円
			2段階	10m ³ を超え30m ³ 以下	185 円
			3段階	30m ³ を超え50m ³ 以下	220 円
			4段階	50m ³ を超え100m ³ 以下	241 円
			5段階	100m ³ を超え300m ³ 以下	261 円
			6段階	300m ³ を超える分	280 円

③各世帯別の影響を比較

<基本水量が10m³/月の場合の使用料(1カ月分)>

(税抜)

水量	8m ³			16m ³			20m ³		
改定率	使用料	影響額	年間影響額 (税込)	使用料	影響額	年間影響額 (税込)	使用料	影響額	年間影響額 (税込)
現在	1,100円	—		1,898円	—		2,430円	—	
12%	1,232円	132円	1,742円	2,126円	228円	3,010円	2,722円	292円	3,854円
25%	1,375円	275円	3,630円	2,371円	473円	6,244円	3,035円	605円	7,986円
36%	1,496円	396円	5,227円	2,582円	684円	9,029円	3,306円	876円	11,563円

<基本水量が5m³/月の場合の使用料(1カ月分)>

(税抜)

水量	8m ³			16m ³			20m ³		
改定率	使用料	影響額	年間影響額 (税込)	使用料	影響額	年間影響額 (税込)	使用料	影響額	年間影響額 (税込)
12%	1,186円	86円	1,135円	2,142円	244円	3,221円	2,750円	320円	4,224円
25%	1,325円	225円	2,970円	2,395円	497円	6,560円	3,075円	645円	8,514円
36%	1,441円	341円	4,501円	2,605円	707円	9,332円	3,345円	915円	12,078円

※使用料は、表に基づき算出した使用料基礎額に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)

※料金体系の水量、金額については1カ月分です。実際は2カ月毎に徴収を行います。

④県内他市及び類似団体との比較

基本料金		従量料金														
		1	5	8	10	15	20	25	30	40	50	100	200	300	500㎡	1,000㎡
福井県内の市	小浜市	1,350	0	160	185			200			210	225				
	鯖江市	1,060	0	42	169		182			194			207			
	大野市	1,400	0	150		160			170	180						
	坂井市 (R7.4～)	1,320	0	144			156		180	204						
	あわら市	1,400	0	135			145		155	165						
	敦賀市 (R8.1～)	1,140	7	151		180		209	238	269	294					
	勝山市	1,230	0	130			150		170	195						
	越前市	1,100	0	133			162		177	192		206				
	福井市	1,050	11	122		138		161		208		222				
類似団体 近隣県	射水市	1,400	0	150					160							
	加賀市	1,200	0	130					135					140		
	近江八幡市	1,286	0	125	137	146			158	167	179					
	舞鶴市	640	0	84	173											

※基本料金は、一般汚水1か月当たりの税抜額。従量料金は、1㎡当たりの使用料(税抜)

※大野市の基本料には計器使用料として、60円加えている。

各改定率における比較		1	5	8	10	15	20	25	30	40	50	100	200	300	500㎡	1,000㎡
基本水量 現行	現行	1,100	0	133			162			177	192			206		
	12%	1,232	0	149			181			198	215			231		
	25%	1,375	0	166			203			221	240			258		
	36%	1,496	0	181			220			241	261			280		

※基本使用料及び超過料金それぞれに改定率を掛けた場合

基本水量 5㎡	0%想定	1,000	0	20	136			162			177	192			206	
	12%	1,120	0	22	152			181			198	215			231	
	25%	1,250	0	25	170			203			221	240			258	
	36%	1,360	0	27	185			220			241	261			280	

※基本水量の変更により5から10㎡の超過料金が発生するため、影響が最小限となる基本料金を設定し、それぞれに改定率を掛けた場合

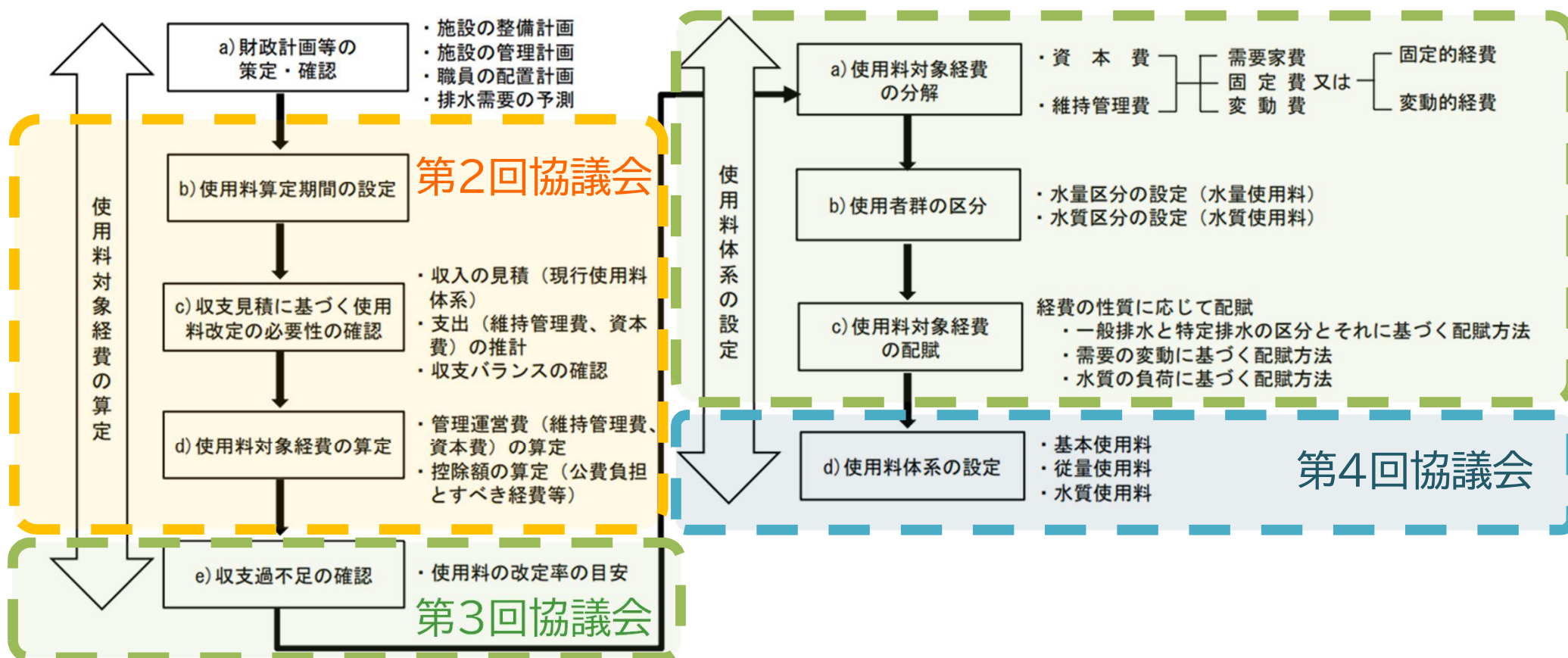
参考使用料(税抜) 8㎡使用時/月	参考使用料(税抜) 16㎡使用時/月	参考使用料(税抜) 20㎡使用時/月	坂井市・敦賀市 市改定後
1,350	2,780	3,520	1
1,186	2,284	2,960	2
1,400	2,300	2,900	3
1,320	2,184	2,760	4
1,400	2,210	2,750	5
1,196	2,116	2,720	6
1,230	2,010	2,530	7
1,100	1,898	2,430	8
1,138	1,892	2,380	9
1,400	2,300	2,900	
1,200	1,980	2,500	
1,286	2,036	2,596	
892	2,098	2,790	

参考使用料(税抜) 8㎡使用時/月	参考使用料(税抜) 16㎡使用時/月	参考使用料(税抜) 20㎡使用時/月	坂井市・敦賀市 市改定後
1,100	1,898	2,430	8
1,232	2,126	2,722	6
1,375	2,371	3,035	2
1,496	2,582	3,306	2

1,060	1,916	2,460	8
1,186	2,142	2,750	5
1,325	2,395	3,075	2
1,441	2,605	3,345	2

使用料算定作業の進め方

【使用料算定の作業フロー】



今後のスケジュール

項目 \ 時期	令和7年										令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
現状分析		5/28 ①											
課題整理													
下水道使用料の算定の考え方				7/9 ②									
適正な使用料を検討する上での確認													
新使用料体系及び複数シミュレーションの検討						9/30 ③		11月開催					
改定案、答申案								④					
答申										⑤			
市民への周知													